

役員等報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひらはら会(以下「当法人」という。)の役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員並びにその他の委員をいう。

(職務の種類)

第3条 報酬の支払い対象となる業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及びその他の委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) (1)の会議以外の日における法人業務及び法人が実施する事業の業務
- (5) 役員等の研修会への参加及び他の施設への視察等
- (6) その他、理事長が必要と認めた業務

(報酬の額)

第4条 前条、各号の業務については、次のとおり支給することができる。

区 分	報 酬
4 時間未満	8,000 円
4 時間以上 8 時間以下	15,000 円

2 前条、各号において、業務に従事する時間が長時間に及ぶ場合は、前項を参酌し理事長が定める。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給は、原則として報酬の支払い対象となる業務の終了の都度支給する。

2 報酬は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第6条 施設等職員であって当法人役員等を兼務する者については、この規程は適用しない。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. 平成25年 4月 1日施行の役員等費用弁償規程は廃止する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。